



(吉田議員) 人工内耳についてお尋ねします。人工内耳とは、補聴器では十分に対応できなかった聴覚障がいのある方が、音を感じることができるようになる装置です。「マイクで集音した音を電気信号に変換して送信する体外器」と「受信した電気信号を脳に伝える体内器」の2つで構成されています。装置を装着するためには、体内器を埋め込む手術が必要となるため、健康保険制度の医療保険の対象となります。体外器は、耐用年数が5年と短く、修理や買い替えのために、高額な費用が必要となります。



このため、一部の市町村では、日常生活を支援するための用具を給付または貸与する日常生活用具給付等事業を活用して、利用者の負担軽減を図ってきました。

先日、網膜色素変性症の議論で、眼鏡については、この日常生活用具給付等事業について質問しましたので、ここでは省かせていただきますが、このように、この事業を使いながら、市町村が頑張っ、て、利用者の負担軽減を図ってきました。

このような中、厚生労働省は、平成31年3月に開催された障害保健福祉関係主管課長会議において、日常生活用具給付等事業の「対象種目選定にあたっては、健康保険制度など他制度で適用される用具でないことを確認した上で、厚生労働省告示により定める用具の要件に該当するかどうかを判断し、要件を満たさない用具を支給することなく適切に運用するようお願いする。」と周知をしてきました。そして、「他制度で適用される用具の例」として「人工内耳の

体外器」がその例として示されました。

この国の会議を踏まえると、「人工内耳の体外器」は日常生活用具給付事業の対象とはならない、ということよろしいでしょうか。

(障がい福祉課長) 人工内耳の体外器につきましては、国が、昨年3月、破損等の場合における交換に要する費用について、医療保険が適用されることを周知し、また、今年4月には、修理に要する費用について、障がい福祉サービスの自立支援給付の対象としたことから、日常生活用具給付等事業の対象とはなりません。

(吉田議員) 日常生活用具給付等事業の対象とはならないが、福祉サービスの自立支援給付の対象とはなった。今年の4月までは、この点が曖昧なまま推移してきたというのが実情です。人工内耳に係る健康保険医療制度について、確認したいと思います。

この点、厚生労働省保険局医療課長発出の「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」によると、人工内耳用材料の交換に係る費用は、破損した場合等においては算定できるが、単なる機種の変更等の場合は算定できない。」とされています。

では、この「破損した場合」とは、どのような場合を言うのか、分かりやすく説明頂ければと思います。

(医療保険課長) 破損した場合とは人工内耳用材料が壊れて修理ができない場合を指します。修理ができる場合は医療保険の対象にはなりません。

(吉田議員) 直らないというのが、保険適用の条件のようであります。では、今、説明のあった破損した場合は、人工内耳用音声信号処理装置等の外部機器も対象になるのでしょうか。

(医療保険課長) 外部機器につきましても、破損した場合は、医療保険の対象となっております。

(吉田議員) 破損した場合というのは、もう直らない、修理不可能ということになります。体外器、人工内耳用音声信号処理装置等の外部機器も、壊れた場合は、医療保険の対象となる、と確認しました。その上で、今、医療保険課長から説明があった点は、医療保険の適用が明らかな範囲です。医療保険の範疇では自己負担は3割負担。加えて、高額医療費の適用もあるので、人工内耳を埋め込みしようとしておられる方や「破損」、すなわち、修理不可能な場合の

取り替えの場面では、経済的負担が大きく軽減されます。

ただ、人工内耳は、そのメンテナンスや修理にも高額な費用が必要であるため、国、県の補助が受けられ、市町村が実施主体となる日常生活用具給付等事業という障がい者福祉政策で、その負担を軽減してきたと理解しています。

これまで、福岡県では、市町村が福祉事業として人工内耳の方への支援策を進めるために、どのようなことを講じてきたのでしょうか。

(障がい福祉課長) 人工内耳につきましては、補聴器による聴覚改善が難しい方にとって、その聞こえを取得するための有効な手段です。言語習得の機会が広がることによって、周囲とのコミュニケーションの改善にもつながります。

このため、県では、昨年3月、国から医療保険の適用に係る考え方が示されるまでは、市町村に対して、人工内耳の効果の重要性や機能などについて説明し、日常生活用具給付等事業の積極的な活用による助成に取り組むよう働きかけておりました。

(吉田議員) 福岡県のみならず、県内の市町村でも様々な努力をなされてきたと思います。しかし、冒頭取り上げた「障害保健福祉関係主管課長会議資料」は、福祉政策が医療に踏み込むことがあってはならない、また、厚生労働省告示に従えと言ってきた。これまで、市町村が一生懸命拡充してきたことが、少し困ったことになった。混乱を引き起こした。一方、医療保険の適用の場面では、医師が必要と認める場合とされ、その基準は症例ごとの判断で明確なものではなく、いわば、ケースバイケースの判断となっていた。

このため、人工内耳を装着されておられる方やそのご家族などは、後日、保険適用が認められず、後から全額自己負担になるのではないかと不安に感じておられます。このほかにも、国のこの告示を受けて支援のあり方を見直した自治体があったとお聞きしています。このように、現場においては大変混乱しています。

このような不安や混乱を受けて、福岡県は厚生労働省に対し、意見や要望を伝えたりなどの働きかけを行ってきたのかについてお聞きします。

(障がい福祉課長) 昨年3月、国の考え方が示された後、県では、人工内耳の利用者やそのご家族から、費用負担の実情や行政への要望などについてご意見をお聞きしてまいりました。

その中で、

○体外器は壊れやすいため、修理などの支援が必要である。

○家計に余裕がなく、故障しても、すぐには買い替えられない。

などのご意見をいただきました。

このため、県では、他県と共同して国に対し、人工内耳の維持管理に要する費用を障がい福祉サービスの自立支援給付の対象とするよう要望をしました。

その結果、先ほど申しましたとおり、今年4月、体外器の修理に要する費用が、給付の対象と認められました。

(吉田議員) 厚生労働省が補装具費支給事務取扱要領で補装具費に人工内耳の修理項目を新設したことです。私の感想ですが、遅きに失した感は否めません。しかし、それでも、一歩前進であったのだらうと思います。引き続き、障がい福祉サービスでもしっかりと支援いただきたいと考えております。

人工内耳は、幼児期から、これを装着することにより、健常者と何ら変わらない日常生活を可能にしてくれます。そのままにしておけば、耳が聞こえない、また、極度に聞こえづらいがゆえに、大きなハンディキャップを負ったまま人生を歩んでゆかなければなりません。

例えば、希望する進学を断念せざるを得なかったり、就きたい仕事に就けなかったり、健常者では想像できないような制約された人生になりかねません。

私は、人工内耳を装着し、看護師として活躍する女性やジャズベーシストとして活躍する方のお話をお聞きしたことがあります。

人工内耳は、その人の人生を大きく開く可能性を与えるものであると感じています。

そこで、人工内耳を装着しようとしておられる方や、既に装着しておられる方の希望となるような支援に向けた決意を、部長にお聞きしたいと思います。

(福祉労働部長) 人工内耳につきましては、先ほど、課長が申し上げましたとおり、補聴器による聴覚改善が難しい人にとって、周囲とのコミュニケーションの改善につながり、聴覚障がいのある方の自立と社会参加が進むことが期待されるものです。

委員ご指摘のとおり、幼児期のできるだけ早い段階で、お子さんの聴覚障がいに気付いて、人工内耳を装着してもらうことができれば、その後の人生のハンディキャップを大幅に軽減することとなり、ご本人にとっては、いわば人生の鍵を握ると言っても過言ではない装置であると認識しております。

このため、市町村や医療関係者に対し、人工内耳装着の意義、効果とともに、医療保険や自立支援給付の対象範囲について、丁寧に説明して周知・徹底を図ってまいります。